

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長

松井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社今田薬局	デイサービスセンターさざんか	広島市西区南観音六丁目1番31号田清ビル1F	令和7年5月31日	地域密着型通所介護
有限会社21	デイサービス心の郷	広島市安佐北区安佐町飯室1472番地	令和7年5月31日	地域密着型通所介護
社会福祉法人広島常光福祉会	げんき高陽	広島市安佐北区落合一丁目7番20号	令和7年5月31日	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護